

法律家からの助言

新型コロナ禍を巡って

⑥

徳島弁護士会 災害対策委員会委員長



堀井 秀知

日本災害医学会は、今年2月20日付で「新型コロナウイルス感染症対応に従事する医療関係者への不当な批判に対する声明」を発表しました。この声明では、チャーター便での帰国者等に対する医療行為に従事した医療関係者に対し、職場において「バイ菌」扱いされ、子どもの保育園・幼稚園から登園自粛を求められるといった事案を報告するとともに、こうした事態は

人権問題であり、偏見や先入観に基づく批判が行われることは決して許されないと強く抗議し改善を求めています。

また、政府も「患者・濃厚接触者の方や、医療従事者の方、本邦外出身者に対する誤解や偏見に基づく差別的取り扱いや言動の事例が報告されていることは誠に残念です。このような不当な差別を行うことは許されるものではありません」との法務大臣からのメッセージを出しています。

ネット上などでは新型コロナウイルスに関するさまざまな情報や、さまざまな情報が飛び交っています。そのため、新型コロナウイルスはどれだけ危険なのか、どれだけ流行しているのか、どれだけ危険な

差別・ハラスメント

法律相談の電話受け付けは、平日正午～午後2時 ☎0570-073567。日弁連ホームページでは24時間申し込める。

違法行為は賠償責任も

るのか、どうすれば感染を防止できるのか、確信をもつことができずに不安を抱えたまま生活をしている人も少なくありません。

こうした状態は私たちの精神状態にも悪影響を及ぼすと言われています。また、十分な在庫があるのにトイレレットペーパー等の買い占め騒動が起きたように、不安のあまり、デマを信じ、誤解や偏見を抱いてしまうこともあります。

冒頭で引用したとおり、誤解や偏見に基づく差別的取り扱いや言動は人権問題であり許されません。それだけでなく、勤務先で「バイ菌」扱いするなどという行為は、違法なハラスメント行為として損害賠償責任を負うこともあり得ます。また、例えば、ネットなどで患者などの個人情報や、あらずらにさらしたり、あらぬうわさ話を流したりすることや不当な登園拒否など

も、同様に違法な行為として損害賠償責任を負うことがあります。デマを書き込んでお店の営業を妨害した場合などは、業務妨害として刑事責任を負うこともあるでしょう。

アメリカ心理学会の発表した「新型コロナウイルスに関わる偏見や差別に立ち向かう」(日本心理学会のサイトで訳文を読むことができます)が指摘するように、「偏見、差別は公衆衛生上の脅威であり、手を洗い、適切な社会的距離を維持することが大事なのと同じく、多様な人びとやコミュニティを受け入れることもまた重要な公衆衛生の実践」なのです。

いたずらにデマやうわさに惑わされ、偏見や差別を抱いてしまうことのないよう、信頼できる情報の取得を心がけるとともに、ハラスメントや差別的取り扱いを受けるなどしたときは、弁護士会の新型コロナウイルス電話相談や、法務省の人権相談等にご相談ください。

(おわり)